寒川町企業等の立地促進に関する条例に基づく奨励措置 適用申請の際にご提出いただく書類

固定資産税等の課税免除・不均一課税		
1	奨励措置(固定資産税等の課税免除・不均一課税)適用申請書	
2	土地の売買契約書、建物の工事請負契約書(売買契約書)の写し、土地、建物が賃貸借の場合は賃貸借契約書の写し	
3	土地、建物及び償却資産に対する投下資本額を証する書類	
4	事業内容及び事業計画を記載した書類	
5	法人の場合は、法人登記事項証明書。個人の場合は、住民票の写し。	
6	奨励措置の対象となる固定資産一覧	
7	奨励措置の対象となる償却資産の明細書	
8	奨励措置の対象となる土地及び家屋の登記事項証明書	
9	奨励措置の対象となる土地の位置図(案内図)、公図及び実測図	
1 0	奨励措置の対象となる建物の建築図面(配置図、平面図、立面図)	
1 1	奨励措置の対象となる建物が新築の場合は、建築確認済証及び検査済証の写し	
	国税・都道府県税・市町村税の納付を証明する書類 ※	
12	国税 : 法人税(所得税)・消費税 都道府県税 : 法人都道府県民税(都道府県民税)・事業税 市町村税 : 法人町民税(町民税)・固定資産税・都市計画税	
1 3	その他()	
雇用奨励金		
1	奨励措置(雇用奨励金)適用申請書	
2	新規雇用従業員名簿	
3	当該従業員を継続して雇用していることを証する書類	
4	雇用の日の1年前から継続して町内に住所を有していることを証する住民票等	
5	雇用保険被保険者資格取得確認通知書(事業主通知用)の写し	
6	障害者であることを証する書類(条例第5条第2項の規定による加算を受ける場合)	
7	その他 ()	

※ 都道府県税・市町村税については、寒川町内に事業所がない場合は本社所在地の証明、町内に 事業所がある場合は神奈川県・寒川町の証明をご用意ください。